

中津市週休2日工事実施要領

令和 8 年 7 月 10 日
中 契 暦 第 7 号

（趣旨）

第1条 建設業界では、若手技術者の離職や入職者の減少など、将来の担い手確保が大きな課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。

そのため、中津市では労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、建設業界の週休2日普及に向け「週休2日工事」を実施するものである。

（発注方式）

第2条 「週休2日工事」の対象となる工事・業務（以下「工事等」という。）のうち、対象期間において、受注者が週休2日による工事実施を希望し、受発注者間で協議が整った場合に、「現場閉所型週休2日制（月単位）」または「現場閉所型完全週休2日制」による週休2日工事を実施することができる「受注者希望型」とする。

2 対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保に取り組む「週休2日交替制」の週休2日工事は、当面の間、採用しないものとする。

（対象工事等）

第3条 中津市、中津市上下水道事業及び中津市病院事業が発注する、設計金額に関係なく全ての工事等を基本的に対象とする。ただし、次に掲げる①～④の工事等は除くことができる。

- ① 完成時期や作業時間の制約が厳しい工事等（出水期における河川区域内工事や、幼稚園・小中学校の改修工事など）
- ② 緊急を要する工事等（災害復旧における応急工事など）
- ③ 小規模な修繕業務（数日程度で完成する業務など）
- ④ その他発注者が指定する工事等

2 対象工事等については、仕様書等に週休2日対象工事（現場閉所型）であることを明示する。

※工事契約後、受注者から「週休2日工事」実施の意向がある場合は、「週休2日工事」とすることができるものとする。

（対象期間）

第4条 対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とし、夏季休暇3日間、年末年始休暇6日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず

現場作業を余儀なくされる期間等は、含まないものとする。

（ 週休 2 日の定義 ）

第 5 条 休日には現場での作業（現場事務所での作業を含む）は一切行わず、1 日を通して現場閉所することをいう。

2 休日の形態は、下記のとおりとする。

① 現場閉所型週休 2 日制（月単位）：対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8 日/28 日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態。

② 現場閉所型完全週休 2 日制：対象期間内の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態。

受注者自らが土日以外にも現場閉所することは可能とする。ただし、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。1 週間の定義は「日曜日から土曜日」とする。

3 次に掲げる作業は、第 1 項の現場での作業に該当しない作業とする。

① 臨機の措置（異常気象時等における現場対応や安全パトロール等）

② 資材納入、交通誘導、調査業務、運搬業務等の建設工事の請負契約に該当しない下請負人等が行う作業

③ その他、受発注者の協議により必要と認められた作業

（ 実施内容 ）

第 6 条

（1）受注者による意思表示

受注者は、下記内容について確認した上で、施工計画書提出時に「現場閉所型週休 2 日制（月単位）」または「現場閉所型完全週休 2 日制」実施の意向について、書面にて監督員に報告する。

① 週休 2 日工事を行うことでの工期変更は認められない。

② 作業日が恒常的な残業となってはならない。

（2）計画工程表の提出

受注者は、施工計画書提出時に週休 2 日の休日取得計画が確認できる工程表（任意様式、又は市様式（別紙））を監督員に提出しなければならない。計画工程表の作成に当たっては、第 5 条「週休 2 日の定義」を反映させることとする。

なお、設計変更により工期が変更となる場合には、その都度週休 2 日の変更取得計画を監督員に提出する。

（3）看板等による表示

受注者は、「週休 2 日工事」である旨を看板等で現場に掲示する。（別紙 表示例）

（4）実施報告

受注者は、休日の取得状況を取りまとめ、中津市公共工事請負契約約款第 11 条に基

づく履行報告書と合わせて提出する。

また、監督員の指示により、作業日報、出勤簿等の提示を求められた際には提示する。

(5) 休日の変更

受注者の責によらず（天候不良含む）、予定している休日に作業を行う必要が発生する場合は、以下の期間内で振替えることができるものとする。

- ・現場閉所型週休2日制（月単位）：同一月内
- ・現場閉所型完全週休2日制：同一週内（日曜日～土曜日）

(6) 達成の判断

① 現場閉所型週休2日制（月単位）

対象期間内の全ての月において、現場閉所率が、28.5%（8日/28日）以上であること。暦上の土日の閉所では、28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数分以上の現場閉所を行っていること。

② 現場閉所型完全週休2日制

対象期間内の全ての土日において、現場閉所を行っていること。受注者の責によらず、土日に施工を行った場合は、同一週内で振替えを行い、1週間に2日間以上の現場閉所を行っていること。

※休日の考え方については、別紙「**週休2日工事 休日等の考え方**」による。

(7) 監督員の対応

監督員は、緊急を要する工事等やむを得ない場合を除き、休日の前日等、休日中の作業が発生するような指示は行わない。

監督員は、受注者から提出された実施報告資料により休日の取得状況を確認する。

（その他）

第7条 本要領に定めのない事項については、受発注者間で協議して定めるものとする。

附則（令和 6 年 3 月 22 日中契暦第 12 号）

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日以降起案する工事に適用する。

附則（令和 6 年 9 月 26 日中契暦第 7 号）

この要領は、令和 6 年 10 月 1 日以降起案する工事に適用する。

附則（令和 7 年 9 月 26 日中契暦第 18 号）

この要領は、令和 7 年 10 月 1 日以降起案する工事に適用する。

附則（令和 8 年 5 月 2 5 日中契暦第 5 号）

この要領は、令和 8 年 6 月 1 日以降起案する工事に適用する。

附則（令和 8 年 7 月 1 0 日中契暦第 7 号）

この要領は、令和 8 年 7 月 1 5 日以降起案する工事に適用する。